

鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱の一部改正について

〔 19生産第9422号  
平成20年3月31日  
農林水産事務次官依命通知 〕

改正 平成21年3月31日

平成21年5月29日

平成22年4月1日

平成23年4月1日

平成24年4月6日

平成25年5月16日

平成26年2月6日

平成26年4月1日

平成27年4月9日

平成27年10月1日

最終改正 平成28年4月1日

この度、鳥獣被害防止総合対策交付金の実施に係る鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱を別紙のとおり一部改正したので、御了知願いたい。

なお、貴管下都府県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

## 鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

第1 農林水産大臣は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。  
2 前項に定めるもののほか、実施要綱第3の1のただし書の事業に要する経費は、実施要綱第3の1に掲げる事業において実施する事業に要する経費としてみなすことができることとし、これに対する交付率は、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによる。

第3 別表の区分の欄に掲げる1及び2の相互間における流用をしてはならない。

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、正副2部を鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（以下「鳥獣被害防止総合支援事業等」という。）にあつては地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを

減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長が、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に届けなければならない。

2 補助事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第7 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により交付金変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に提出しなければならない。

第8 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第9 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき指示を求める場合には、事業(本交付金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。)が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類正副2部を鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に提出しなければならない。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定があつた年度の12

月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に提出して行うものとする。ただし、鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長が、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 前項に定める時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長は、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣は、補助事業者に対して事業の遂行状況報告を求めることができる。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、正副2部を鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第4の2のただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに、鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により鳥獣被害防止総合支援事業等にあつては地方農政局長に、鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣に報告しなければならない。

第12 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第13 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業に

より取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあつては、別記様式第7号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第14 都道府県は、間接補助事業者に交付金を交付するときは、本要綱第7から第13の規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、都道府県は、地方公共団体以外の間接補助事業者に交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別表（第2、第3、第8関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
鳥獣被害防止総合対策交付金				
1 農山漁村活性化対策整備交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策整備交付金	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>鳥獣被害防止総合支援事業 ①鳥獣被害防止施設 ②処理加工施設 ③捕獲技術高度化施設 ④地域提案</p> <p>2 附帯事務費 都道府県が1の経費に係る事業の実施に関し、事業実施計画の承認並びに事業の推進に必要な事務、指導監督及び調査検討を行うのに要する経費</p>	<p>定額（定額、2/3、5/5/10、1/2以内）</p> <p>定額（1/2以内）</p>	1と2の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>
2 農山漁村活性化対策推進交付金				
(1) 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合支援事業 ①被害防止活動推進 ②実施隊特定活動 ③ICT等新技術実証 ④農業者団体等民間団体被害防止活動</p> <p>(2) 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業</p> <p>(3) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業</p> <p>(4) 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業 ②対策手法確立調査・実証事業 ③利活用技術指導者育成研修事業 ④鳥獣利活用推進支援事業</p>	<p>定額（定額、1/2以内）</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 経費の欄に掲げる1の(1)、(2)、(3)及び(4)の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p> <p>2 経費の欄に掲げる1の(4)の①、②、③及び④の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減</p>	<p>1 事業実施主体ごとの事業の新設、中止又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>

注：鳥獣被害防止総合対策整備交付金は、実施要綱別表の事業内容の欄の整備事業に、鳥獣被害防止総合対策推進交付金は、同表の事業内容欄の推進事業に、それぞれ対応する。

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事 （氏名） 印  
又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第4の規定により、下記のとおり申請する。

なお、事業の内容等は、別添の事業実施計画のとおりである。

記

交付金交付申請額

鳥獣被害防止総合対策整備交付金	円
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円

注) 1 添付書類として、実施要綱別記1の第1の3により地方農政局長に提出した都道府県計画、実施要綱別記1の第1の2により地方農政局長の承認を受けた広域都道府県域計画、実施要綱別記2の第1の1により地方農政局長と協議した都道府県計画、実施要綱別記3の第1の3により地方農政局長に提出した都道府県計画、実施要綱別記3の第1の2により地方農政局長の承認を受けた広域都道府県域計画又は実施要綱別記4の第1の1により農村振興局長の承認を受けた事業実施計画書を添付すること。

なお、事業実施計画書の内容に変更がある場合は、提出後の計画書又は計画承認を受けた計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

2 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱を添付すること。

別記様式第2号（第7関係）

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名） 印  
又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 別記様式第1号による交付金交付申請書に添付した事業実施計画を変更して提出するものとする。  
この場合において、「変更（中止又は廃止）の理由」添付するとともに、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 2 交付金の額が増額する場合には、件名の「平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更承認申請書」を「平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第7の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
 〔北海道にあつては農林水産大臣  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
 鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名） 印  
 又は  
 所在地  
 団体名  
 （協議会名）  
 代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第10の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、鳥獣被害防止総合対策整備交付金、鳥獣被害防止総合対策推進交付金の区分を記載すること。

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名） 印  
又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第11の規定により、その実績を報告する。

鳥獣被害防止総合対策整備交付金〇〇〇円

なお、併せて精算額として鳥獣被害防止総合対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注）1 添付書類として、別記様式第1号（又は同2号）に添付した事業実施計画書に準じて実績報告書を作成し添付するものとする。  
なお、間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、実績報告書の収支精算の支出の部の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 このほかの添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しのいずれかを添付すること。なお、整備事業については、財産管理台帳の写しのみでも可とする。また、このほか、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があつたものについては、必要書類を添付すること。
- 3 都道府県の本交付金の交付に関する規程又は要綱を添付すること。

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿  
〔北海道にあつては農林水産大臣  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長  
鳥獣被害対策基盤支援事業にあつては農林水産大臣〕

〇〇県（都府県）知事（氏名） 印  
〔又は  
所在地  
団体名  
（協議会名）  
代表者 印〕

平成〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成20年3月31日付け19生産第9422号農林水産事務次官依命通知）第11の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額<br>（平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                           | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る<br>消費税等相当額               | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2）                                       | 金 | 円 |

（注）市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

- 5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載  
〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止等の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申請書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管交付金名						処分制限期間		処分の状況		摘要
政策 目的	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分				耐用 年数	処 分 制 限 年 月 日	承 認 年 月 日	処 分 の 内 容			
	事業区分	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日	総事業費	負 担 区 分									
									交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費					その他		
	計																	
	計																	
	合 計																	

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

附 則

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施した事業に係る実績報告等については、改正前の要綱に基づき行うものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は平成28年4月1日より施行する。
- 2 平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例によることとする。